



平成27年8月7日

各 位

会 社 名 株式会社JVCケンウッド  
代表者名 代表取締役会長 兼 CEO 河原 春郎  
(コード番号6632 東証第一部)  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長  
西下 進一郎  
(TEL 045-444-5232)

## (訂正)「簡易株式交換による株式会社JVCケンウッド・クリエイティブメディアの完全子会社化 および株式交換にともなう自己株式の取得に関するお知らせ」の一部訂正について

平成27年7月31日に発表いたしました「簡易株式交換による株式会社JVCケンウッド・クリエイティブメディアの完全子会社化および株式交換にともなう自己株式の取得に関するお知らせ」の記載内容に一部誤りがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。訂正箇所につきましては、下線で表示しております。

### 記

(訂正前)

#### I. 本株式交換について

##### 2. 本株式交換の要旨

###### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

(中 略)

###### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を所有することとなるJKCMの株主においては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本株式交換効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主においては、以下の制度が利用可能です。

###### ①単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第194条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(以下 略)

(訂正後)

#### I. 本株式交換について

##### 2. 本株式交換の要旨

###### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

(中 略)

###### (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を所有することとなるJKCMの株主においては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本株式交換効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主においては、以下の制度が利用可能です。

###### (ア) 単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(以下 略)

以上